

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年8月23日(金)午後3時00分から午後4時40分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 二村正美 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	21番 林豊 委員
22番 増田正義 委員	23番 大木傳一郎 委員
24番 石毛利雄 委員	25番 菅谷守夫 委員
26番 伊藤幸夫 委員	27番 熊切清 委員

4 欠席委員(1名)

20番 加瀬浩市 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 12件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について
1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
10件

議案第4号 平成25年度第3次農用地利用集積計画について (別冊)

議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について
2件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名
(匝瑳市産業振興課)
職員1名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成25年度8月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ちゅう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、1番鈴木正夫委員 2番菱木信治委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号7番、9番、10番は賃借権に関する件、番号1番から6番、8番、11番、12番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から12番を議案書をもとに朗読】

番号1番から12番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

7 番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。
番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

9 番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。
番号4番、5番について、互いの農地を交換するもので双方とも意欲的
に営農をしており問題ないと思われ
ます。
番号6番について、譲受人は営農をしており問題ないと思われ
ます。

11番 番号7番、8番について、譲受人は同一人です。譲受人は意欲的に営農
をしており問題ないと思われ
ます。

16番 番号9番について、後継者も意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

1番 番号10番について、譲受人は意欲的に営農をしており、労働力からみ
ても問題ないと思われ
ます。

4番 番号11番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思わ
れます。

26番 番号12番について、後継者も意欲的に営農をしており問題ないと思わ
れます。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第4条の許可申請は、1件でございます。

【議案第2号、番号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、現況畑198㎡に倉庫兼車庫及び資材置場を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5番 番号1番について、車庫兼倉庫及び資材置場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申請は、10件でございます。

【議案第3号、番号1番から10番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、専用住宅用地として現況畑69㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、専用住宅用地として現況畑計244㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、専用住宅用地として現況畑105㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、495㎡を父より借受け倉庫兼車庫及び資材置場用地を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

なお、現地は既に資材置場として使用しており始末書が添付されています。

番号5番の申請地は、専用住宅及び車庫用地として現況畑436㎡を祖父より借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番の申請地は、資材置場用地として現況畑計329㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番の申請地は、自動車展示販売所用地として現況畑376㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番の申請地は、自動車展示販売所用地として現況畑66㎡を妻より借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番の申請地は、専用住宅、車庫、倉庫兼事務所用地として現況畑384㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号10番の申請地は、専用住宅、車庫、倉庫兼事務所用地として現況畑194㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

2番 番号1番から3番について、同一案件です。現在両親と同居しています

が、手狭のため畑を譲受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

5 番 番号4番について、譲受人は造園業を営んでおり現地は倉庫兼車庫及び資材置場として利用されています。始末書が添付されています。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1 6 番 番号5番について、譲受人は現在祖父母・両親と同居していますが、手狭のため畑を祖父より借受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

2 4 番 番号6番について、譲受人は石材業を営んでいます。事業用地が不足することとなり、事業所の隣接地に新たに資材置場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1 番 番号7番について、譲受人は自動車販売業を営んでいます。事業用地が不足することとなり、事業所の隣接地に新たに自動車展示販売所を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号8番について、番号7番と同一人です。事業用地が不足することとなり妻より畑を借受け自動車展示販売所を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

3 番 番号9番と10番は同一案件です。譲受人は現在集合住宅に住んでいますが、子供の成長や家族が行う事業の起業計画に伴い専用住宅、倉庫、倉庫兼事務所を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申

請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第4号、「平成25年度第3次農用地利用集積計画について」を議題といたします。本案につきましては、去る21日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、報告をお願いいたします。

【農地銀行運営委員会からの報告】

議長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。
なお、本議案には、伊藤秀雄委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、第2の所有権移転関係の3番について、審議・採決いたします。
伊藤委員は退席をお願いします。

(伊藤委員退席)

伊藤委員が退席しましたので、第2の所有権移転関係の3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の第2の所有権移転関係の3番について別冊議案書を御覧ください。

【議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第4号 平成25年度第3次農用地利用集積計画の第2の所有権移転関係の3番について質疑を打ち切ることに御異議ご

ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 伊藤委員が着席しましたので、引き続き、「平成25年度第3次農用地利用集積計画について」を、議題といたします。第2の所有権移転関係の3番を除き事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号について別冊議案書を御覧ください。
【議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明】
以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第4号 平成25年度第3次農用地利用集積計画の第2の所有権移転関係の3番を除いて質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、2件でございます。
 あっせん申出番号1番については、田3筆、畑1筆を、売買したいと
 ことです。あっせん申出番号2番については、畑1筆を、賃借したいと
 ことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に15番
 太田忠治委員、24番石毛利雄委員を、あっせん申出番号2番のあっせん
 委員に4番熱田幸子委員、21番林豊委員を選出したいと考えますが、御
 異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委
 員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっ
 せん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に15番太田忠治委員、24番石
 毛利雄委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に4番熱田幸子委員、
 21番林豊委員を、選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
 よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法18条第6項の規定による通知について1件、利用権の中途解約
 に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。

提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了しました。次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	12件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	10件
議案第4号 平成25年度第3次農用地利用集積計画について	(別冊)
議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	2件
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
利用権の中途解約に係る通知について	1件

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成25年8月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。